

訪問看護とは

かかりつけ医の指示のもと、  
看護師がご自宅へ訪問し、  
病状の観察はもちろん、  
必要に応じて医療的な処置や  
点滴、リハビリなどを  
ご自宅で提供する制度です。

専門職の視点から、適切な助言や  
支援が提供できることを  
目指しています。

**24時間 365日**

安心を支えます

住み慣れた家で

自分らしく

暮らすお手伝いをします

訪問看護ステーション

**花みずき**

〒893-0015 鹿児島県鹿屋市新川町6081-1

電話.0994-40-0021

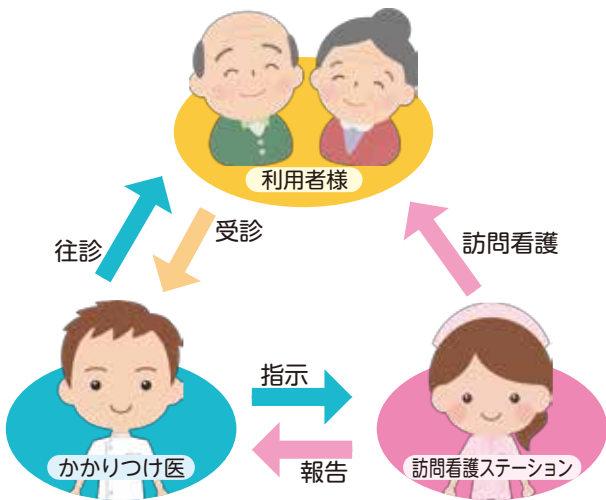
FAX.0994-41-1335

メール:houmon@kanoya-aishinkai.com

管理者:入田 三千代

訪問看護ステーション  
**花みずき**





**ご自宅での療養生活に悩まれている方、  
退院後の生活に不安な方など、  
ぜひご相談ください。**

- 退院後、ご自宅で医療管理が必要なとき  
(在宅酸素・人工呼吸器・腹膜透析・尿管管理・床ずれ処置・点滴管理など)
- 自宅での療養生活における介護相談  
(福祉用具や介護用品の選択など)
- 介護に不安があるとき (助言・指導)
- ひとり暮らしで支援者がいないとき

**訪問看護は  
乳幼児から  
可能です。**



## 訪問看護を利用するには

主治医が「訪問看護サービスの利用が必要」と認めた方を対象にしたサービスです。

- ◇ 65歳以上で要支援(1・2)・要介護(1～5)認定を受けた方
- ◇ 40～64歳までの方は要介護になった原因が16種類の特定疾病によるもの
- ◇ 65以上で介護保険対象外の方は主治医が訪問看護を必要と判断した場合(医療保険で受けることができる)

## 訪問看護利用までの流れ

1. 介護支援専門員(ケアマネージャー)、かかりつけ医に相談しましょう。
2. 利用可能なサービスや適用する保険を確認し、ケアマネージャーが提案します。
3. かかりつけ医から訪問看護指示書を受け、訪問看護を開始します。

## 訪問看護の利用料金

医療保険と介護保険では利用料金が異なります。

その他、加算料金や鹿屋市外では交通費が必要な場合があります。



**くわしくは明細等、提示いたします。  
いつでもお問い合わせください。**

お問い合わせ

〈電話〉0994-40-0021